

“やおつ”を支えるかけがえのない税金



シリーズ① ～公平な社会をつくるために～

最近、新聞やニュースでよく話題になっている日本国憲法…実はその憲法の中に「国民は法律の定めるところにより納税の義務を負ふ」と「納税の義務」が定められているんです。これは「教育の義務」「勤労の義務」と並んで、国民の三大義務とされています。

広報やおつでは、シリーズ「“やおつ”を支えるかけがえのない税金」と題し、今回から3回にわたって、税金の役割や町税の状況、納税における町の取り組みについてお知らせします。

1. もしも税金がなかったら？

私たちは毎日、お仕事や学校に行くときに、舗装された道路や橋を通して安全に通勤・通学しています。また、毎日きれいな水でご飯を炊いたり、洗濯したりお風呂に入ったりしています。さらに、高齢になったり、からだが不自由になったりしたとき、様々な福祉サービスを受けることができます。事故や事件にあったときは警察を、急病になったときは救急車、火事になったときは消防車を呼びます。

このように、私たちが安心して快適な社会生活を送ることができるのは、私たちが支払った税金をもとに、国や県、市町村が活動をしているからです。

もしも税金が無かったら？…考えてみましょう。医療費はすべて自己負担、義務教育も救急車も警察もすべて有料になってしまいます。道路や水道を整備しようと思えば、一度に数十万～数百万円という高額な負担金を支払わなければなりません。困ってしまいますね。それどころか、私たちが安心して暮らすことのできるこの社会のしくみが、壊れてしまうことになってしまいます。

右の円グラフは、町の歳入（収入）の内訳です。全体の1/4を町税が占めており、これを見ても税金は町を支えるとても大切な資金だということが分かります。

表1 一般会計歳入の状況(平成24年度決算)

